

- (法第 26 条関係「定款変更認証申請」)
(法第 28 条関係「書類の備置き」)
(法第 29 条関係「事業報告書等の提出」)

平成 29 年度の事業報告書

29 年 4 月 1 日から 30 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 母と子の虹の架け橋

1 事業の成果

(1) 釜石ママハウス・ひまわり

4 月から 9 月末まで、一時預かり保育事業、地域交流イベント《コミュニティカフェ》の開催を主に行い、未就園児の親子のみならず、地域の高齢の方々との交流を図った。託児開設により延べ 205 名の託児利用があり、母親が託児を利用することで少しでも自由な時間を作ることができ、学びや心身の回復の機会を確保できた。サロン利用・イベントの参加も多数あり、居場所としての役割も大きかった。また、子ども広場・託児は、子どもが親から離れることにより、子ども同士での交流・家庭とは異なる環境での適応性・遊びや学びを通しての社会性など、託児に関わりながら成長発達を実感しつつ子どもの「生きる力」の支援となった。

(2) 虹の家

中妻にて小規模保育 B 型《定員 16 名》、保育士・市の認定保育従事者・保育補助者にて、待機児童の保育を行った。自園調理を行い温かい給食を提供。避難場所の提供や・おまわりさんとの交通ルールや危険箇所を確認しながらの散歩など、地域とつながった保育ができた。月曜～土曜の 7:30～18:30 待機児童緩和のため保育を行い、パパ・ママ達の就労を応援するとともに安心して子どもを預けられるよう一人ひとりの子どもを理解し、子どもとの関係を深め受容することができた。

(3) ベビーホーム・虹

旧小川幼稚園の一室を借り、8 か月～2 歳児までの待機児童を対象として小規模保育 C 型《定員 15 名 (～H29・5・31)》、B 型《定員 12 名 (H29・6・1～)》を行った。従事者は、保育士・看護師・市の保育認定従事者で保育を行い、0 歳児は 3:1、1 歳児 2 歳児は 6:1 の配置割合。また、保育する場合全体の半分以上が保育士である。月曜～土曜の 7:30～18:30 まで待機児童緩和のため保育を行い、パパ・ママ達の就労を応援するとともに安心して子どもを預けられるよう一人ひとりの子どもを理解し、子どもとの関係を深め受容することができた。また、そのことにより保護者・子ども両者との信頼関係構築になった。成長が気になる子どもなどは、臨床心理士に繋げることができた。

(4) 花巻ママハウス

祝日・年末年始を除き、月曜から日曜日の毎日、ママたちの学びと交流の場としてサロンを運営しながら、電話・来所・メールでの相談を受け、地域住民の問題解決に努めた。女性弁護士相談を月 1 回開設し、法的な相談の対応も行き、相談員には、年間 6 回スーパービジョンを実施し、抱える問題・課題を明らかにしその関わり方の専門性を確保、相談スキルの向上に努めた。また、花巻の女性の活力を引き出すため、市と共催で年 4 回スキルアップ等講座を開講した。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額 (千円)
支援を必要とする人々を支える事業	「釜石ママハウス・ひまわり」 ・一時預かり保育 ・子ども広場 ・シングルマザー支援 ・世代間交流	4.1 ~ 9.30	釜石ママハウス・ひまわり	3人	・母子 ・未就園児 ・児童 ・地域住民 (延べ212名)	2,129
	「虹の家」 小規模保育事業B型	4.1 ~ 3.31	虹の家	10人	8か月~2歳児の待機児童 (176名)	19,221
	「ベビーホーム・虹」 小規模保育事業C型 小規模保育事業B型	4.1 ~ 5.31 6.1 ~ 3.31	ベビーホーム・虹	10人	8か月~2歳児の待機児童 C型(13名) B型(117名)	15,888
	「花巻ママハウス」 ・女性相談 ・女性自立支援 ・母子支援	4.1 ~ 3.31	花巻ママハウス	4人	・母子 (延べ3,350名)	5,701

(備考)

- 1 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 2 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」と記載する。

(A4)